

改正概要説明書	
国名： デンマーク	法令名： 実用新案法
改正情報： 2012 年 1 月 24 日統合法 No. 106 2012 年 2 月 1 日施行	
改正概要：	
<p>1. 複数の条文で、担当大臣の名称が、「経済事業大臣」から「事業・経済成長大臣」に変更された(第 8 条他)。</p> <p>2. 動物増殖材料の実用新案の保護の範囲と条件に関し、「経済事業大臣は、農民自身の農業活動を遂行する目的で実用新案を自身で実施することについての範囲及び条件に関する規定を定める。」と規定されていたが、「事業・経済成長大臣は、農業者が自らの農業活動を遂行するために当該繁殖用家畜及び動物繁殖材料を利用する範囲及び条件に関して規定を定める。」に変更された(第 8 条第 2 項)。</p> <p>3. 特許出願手数料等、種々の手数料の金額、納付した手数料の返還、及び手数料の調整について、新たに実用新案法に規定された(第 73a 条～73g 条)。</p>	
改正内容：	
<p>・ 第 8 条, 10 条, 11 条等 担当大臣の名称が、「経済事業大臣」から「事業・経済成長大臣」に変更された。</p> <p>・ 第 8 条 (動物増殖材料の実用新案の保護の範囲と条件) 第 2 項は、実用新案所有者による又はその同意を得た繁殖用家畜又はその他の動物繁殖材料の農民への販売又はその他の形態での商業化は、当該農民が自身の農業活動を遂行する目的で使用することの許可を意味するが、ただし、業としての繁殖活動の枠組み内又はその目的でこれを販売してはならない旨規定している。 そして、「経済事業大臣は、農民自身の農業活動を遂行する目的で実用新案を自身で実施することについての範囲及び条件に関する規定を定める。」と規定されていたが、「事業・経済成長大臣は、農業者が自らの農業活動を遂行するために当該繁殖用家畜及び動物繁殖材料を利用する範囲及び条件に関して規定を定める。」に変更された。</p> <p>・ 第 57 条 (公開後の第三者による実施) 実用新案出願の公開後に第三者が実施している場合、「実用新案侵害に関する規定を、罰金及び拘禁に関する第 54 条を除き準用する」との規定を「第 54 条を除き準用する」に変更した。</p>	

・第 69 条 (手数料に関する規則)

事業・経済成長大臣が定めることができることが、「本法にいう手数料等の金額」から「特別な取引、公告、謄本、手続等のための納付に関する規則」に改正された。

・第 73a 条 (手数料の金額) (新設)

実用新案出願手数料、デンマークを指定する国際実用新案出願の手続きの申請等の手数料の金額について、新たに実用新案法に規定された。

・第 73 b 条 (手数料の金額) (新設)

実用新案登録の更新手数料の金額が、新たに実用新案法に規定された。

・第 73 c 条 (手数料の金額) (新設)

登録実用新案の審査請求等の手数料の金額について、新たに実用新案法に規定された。

・第 73 d 条 (手数料の金額) (新設)

実用新案出願の再開請求及び実用新案出願又は登録の権利回復の請求の手数料の金額について、新たに実用新案法に規定された。

・第 73e 条 (手数料の金額) (新設)

国際特許出願の場合における特許庁商標庁の取扱についての手数料の金額について、新たに実用新案法に規定された。

・第 73f 条 (手数料の返還) (新設)

納付された手数料の返還について、新たに実用新案法に規定された。

・第 73g 条 (手数料の調整) (新設)

上記手数料は、一般物価及び賃金変動に従って調整できることが、新たに実用新案法に規定された。